

令和6年度(令和5年分) 所得税、市・県民税 税額算出参考資料

◆ 所得税と市・県民税の控除に関する事項 ◆					◆ 公的年金所得計算表 ◆ ※公的年金以外の所得1,000万円以下の場合			
所得税		市 県 民 税			年齢	公的年金収入金額	公的年金の雑所得金額	
生命保険料 (円未満切上)	Aの金額		控除額	Aの金額		控除額	330万円未満	収入金額-110万円
	20,000円以下		全額	12,000円以下		全額	65歳以上	410万円未満 収入金額×0.75-27.5万円
	40,000円 "		1/2+10,000円	32,000円 "		1/2+6,000円	(S34.1.1生	770万円未満 収入金額×0.85-68.5万円
	80,000円 "		1/4+20,000円	56,000円 "		1/4+14,000円	以前)	1,000万円未満 収入金額×0.95-145.5万円
	80,000円超		40,000円	56,000円超		28,000円	1,000万円以上	収入金額-195.5万円
	Bの金額		控除額	Bの金額		控除額	65歳未満	130万円未満 収入金額-60万円
	25,000円以下		全額	15,000円以下		全額	(S34.1.2生	410万円未満 収入金額×0.75-27.5万円
	50,000円 "		1/2+12,500円	40,000円 "		1/2+7,500円	以後)	770万円未満 収入金額×0.85-68.5万円
	100,000円 "		1/4+25,000円	70,000円 "		1/4+17,500円	1,000万円未満	収入金額×0.95-145.5万円
	100,000円超		50,000円	70,000円超		35,000円	1,000万円以上	収入金額-195.5万円
①新一般(A)+旧一般(B)(上限4万円)と旧一般(B)を比較して高い方		①新一般(A)+旧一般(B)(上限4万円)と旧一般(B)を比較して高い方		①新一般(A)+旧一般(B)(上限2.8万円)と旧一般(B)を比較して高い方		◆ 給与所得計算表 ◆		
②介護医療(A)		②介護医療(A)		②介護医療(A)		給与等の収入金額	給与所得の金額	
③新個人(A)+旧個人(B)(上限4万円)と旧個人(B)を比較して高い方		③新個人(A)+旧個人(B)(上限4万円)と旧個人(B)を比較して高い方		③新個人(A)+旧個人(B)(上限2.8万円)と旧個人(B)を比較して高い方		551,000円未満	0円	
※控除額…①+②+③(上限12万円)		※控除額…①+②+③(上限12万円)		※控除額…①+②+③(上限7万円)		1,619,000円未満	収入金額-550,000円	
						1,620,000円未満	1,069,000円	
						1,622,000円未満	1,070,000円	
						1,624,000円未満	1,072,000円	
						1,628,000円未満	1,074,000円	
						1,800,000円未満	(収入金額/4) × 2.4+100,000円	
						3,600,000円未満	(収入金額/4) × 2.8-80,000円	
						6,600,000円未満	(収入金額/4) × 3.2-440,000円	
						8,500,000円未満	収入金額×0.9-1,100,000円	
						8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円	
◆ 所得控除(本人該当)の適用条件 ◆								
障害・寡婦、ひとり親・勤労学生 【R5.12.31時点】								
・寡婦…合計所得500万円以下、離別で子以外を扶養している女性または死別の女性。								
・ひとり親…合計所得500万円以下、離別、死別、未婚で子を扶養している。 ※扶養は、税扶養と同一でない生計同一の子(所得48万円以下、他に扶養されていない)を含む。								
・勤労学生…合計所得75万円以下で、給与以外の所得が10万円以下 給与収入のみ130万円、年齢要件なし								
◆ 扶養親族の適用条件 ◆								
合計所得48万円以下 (給与収入のみ 103万円、65歳以上で公的年金のみ 158万円)								
◆ 市・県民税の税率 ◆								
市・県民税の税額=均等割額+所得割額								
均等割(年額)		4,000円		(市3,000円、県1,000円)				
所得割(総所得に対する税率)		10%		(市6%、県4%)				
森林環境税(年額)		1,000円		R6年度から徴収 国税				
★市・県民税が非課税となる要件								
①障害者、未成年、寡婦、ひとり親 【R5.12.31時点】								
合計所得135万円以下 (給与収入2,043,999円以下)								
未成年者…H18.1.3以後に生まれた者								
②均等割非課税所得								
本人のみ		380,000円以下						
扶養親族数	1人	828,000円以下						
	2人	1,108,000円以下			扶養親族ありの場合			
	3人	1,388,000円以下			280,000円×(本人+扶養親族の数)			
	4人	1,668,000円以下			+268,000円以下			
	5人	1,948,000円以下			※年少扶養含む			
③所得割非課税所得								
扶養親族なしの場合 450,000円以下								
扶養親族ありの場合(年少扶養含む) 350,000円×(本人+扶養親族の数)+420,000円以下								
◆ 所得税の税率 ◆ (100円未満切捨)								
課税される所得金額		税率(%)		控除額				
195万円未満		5		0円				
195万円以上		10		97,500円				
330万円以上		20		427,500円				
695万円以上		23		636,000円				
900万円以上		33		1,536,000円				
1,800万円以上		40		2,796,000円				

◆ シルバー人材センター配分金

→ その他雑所得(家内労働者等の特例適用経費55万円)

※ 給与所得・事業所得・その他雑所得で経費がある場合は、55万円からその分を差し引く。(55万円-給与所得控除、事業所得等の必要経費の合計額=使える経費)

※ 不動産所得の必要経費は、55万円経費から差し引かない。

◆ 外交員報酬、内職 → 営業所得(家内労働者等の特例適用 経費55万円)

令和5年度 米支払単価(税込60kg当り)	※10a=1000m <sup>2</sup> =1反	
・コシヒカリ	・ハナエチゼン他	→ イチカ、あきさかり、キヌカ、日本晴、ひとめぼれ、ミルキークイン、春陽、花キラリ、アツかり、みつひかり、夢いっぱい、夢こち、はえぬき、ほむすめ舞
1等級 13,000円	1等級 11,500円	
2等級 12,000円	2等級 10,500円	
3等級 11,000円	3等級 9,500円	

米支払単価は、JA広報誌『ふくる2月号』(2月発行)に掲載されている数値を引用

◆ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超え、次の要件のどれかを満たす。

①本人または扶養親族(配偶者含む)が特別障害者

②扶養親族が年齢23歳未満

※この場合の扶養親族は、税額算定に申告していなくてもよい。重複可。